事業所代表者及び受講者様

社会福祉法人島根県社会福祉協議会事務局長 (島根県福祉人材センター)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための本センターの取り組みと 受講にあたってのお願い

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5月8日から「5類」に移行されましたが、皆様に安心して受講していただけるよう、本センターでは「5類」移行後も引き続き基本的な感染対策を講じた上で研修を実施しますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

I 本センターが実施する感染対策

- ○受講者、講師等研修関係者に対して、マスクの着用を推奨します。
- ○受講票の回収は手渡しではなく、回収箱に入れていただきます。
- ○受付待機の際に、間隔を取って並ぶように会場内に掲示します。
- ○受付時、非接触式電子体温計による検温を実施します。
- ○こまめに休憩を入れ、休憩時は窓やドアを開放して換気を実施します。
- 〇座席は、人と人との距離が十分確保できるよう設置します。(会場の広さに応じて可能な範囲で)
- ○会場内に手指消毒液を設置し、手指消毒を実施します。
- ○昼食時に黙食していただくようアナウンスを実施します。
- ○講師が演台で講義する際は、マスク・フェイスシールド・飛散防止パネルのいずれかにより 講義を実施します。

2 受講にあたってのお願い

- ① 発熱や風邪の症状、強いだるさなど体調に異変のある方は、可能な限り抗原定性検査キット(国が承認したもの)でセルフチェックし、陽性の場合は受講を控えていただきますようお願いします。
- ② 研修受講日が陽性者の療養の目安期間(発症後5日間経過かつ症状軽快後 24 時間経過)に該当する場合についても受講を控えていただきますようお願いします。
- ③ 各自マスクを準備して着用し、こまめな手洗い、手指消毒をお願いします。
- ④ 換気を行うため、寒暑調節のできるよう衣服を準備してください。

3 その他

- ① 受講者本人の新型コロナウイルス感染等の理由により受講をキャンセルされる場合、救済措置・ 受講料の返金対象となる場合がございますので、その旨を事務局までお知らせください。
- ② 万が一、中止せざるを得ない場合は、事業所あてFAX等でお知らせするとともに、福祉人材センターHPにも掲載します